

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年3月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500839号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500105号

第1 結論

請求者のA社における令和5年6月29日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和5年6月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年6月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年6月29日

A社から請求期間に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された役員賞与支給明細書及び令和5年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間に同社から650万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和7年11月18日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500818号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年10月1日から平成7年8月31日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額について、同社が当初届けた報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額(9万2,000円)に減額訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を減額訂正前の額に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間に係る標準報酬月額が低い額となったのは、当時、A社が滞納していた社会保険料について、社会保険事務所(当時)の担当者から、私と他の取締役4人の標準報酬月額を遡って減額訂正して滞納保険料に充当することの提案があり、私がこれに同意して標準報酬月額を減額する届出を行ったことによるものであり、この届出は、社会保険事務所の担当者より、強く促されるままに行ってしまったものである。

前回の決定に納得できないので、再度審議の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年10月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成7年7月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成7年8月31日)より後の平成7年10月5日付けで、平成4年10月、平成5年10月及び平成6年10月の定時決定の記録が取り消され、平成4年10月に遡って9万2,000円に減額処理が行われていることが確認でき、商業登記の記録により確認できる取締役4人についても、請求者同様、減額処理が行われていることが確認できる。

また、請求者の訂正請求については、i) 商業登記の記録により、請求者は、請求期間当時において、A社の代表取締役であることが確認できること、ii) 請求者は、当該期間当時、同

社において、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを認めていること、iii) 同社の経理課長は、社会保険料の滞納分に充当するため、代表取締役であった請求者に確認した上で、社会保険事務所の指導に基づき、役員の標準報酬月額を遡って引き下げた旨回答しており、請求者もその事実を認めていることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に同意したものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されないとして、既に平成 27 年 10 月 16 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間の標準報酬月額を減額する届出は、社会保険事務所の担当者より、強く促されるままに行ってしまったものであり、関東信越厚生局長の決定には納得できない旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回請求者から、請求者自身が上述の遡及減額訂正処理に関与していなかったことを裏付ける新たな資料等の提出はなく、また、商業登記の記録により、請求者は、当該処理時点においてもA社の代表取締役であることが確認できることから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。